

第6章 土木建築工事計画

1 現状と目的

ごみ焼却施設を建設するには、候補地の形状や立地条件、建築物の概要などの必要条件を踏まえた造成計画、施設配置計画及び動線計画を立案し、造成された土地に施設を建築します。

本市では、基本方針（コンセプト）で「地元住民に安全で安心してもらえる施設」、「周辺環境と調和した環境にやさしい施設」を掲げています。工事中の安全及び騒音・振動等の公害防止に十分配慮することはもちろん、施設の稼働に対しても、すべての面で地元住民の方々が安心して生活できるよう、必要な対策を検討していきます。具体的には、次に示す事項に配慮した計画とします。

(1) 工事中の安全対策

工事中の安全に十分配慮し、適正な交通誘導員の配置、工事車両ゲート用にカーブミラーやセンサー付き回転灯を設置する、周辺交通量に配慮した搬入経路の検討など、工事車両を含む周辺の交通安全、防火防災を含む現場安全管理に万全の対策を講じます。

(2) 工事中の周辺環境対策

工事に伴う騒音、振動、排水及び工事車両からの排ガス等の公害防止に十分配慮し、工事中に周辺環境に与える影響をできる限り小さくします。また、工事中の騒音・振動・粉じん等について監視・公表等を行うことにより、環境対策の「見える化」について検討します。

(3) 候補地の地盤条件を考慮

地盤条件に応じた基礎構造とし、建物及び下部構造ともに十分な強度と耐久性を有した災害に強い施設造りを実施します。

2 各計画における方針

土木建築工事における各計画（造成計画、施設配置計画、建築計画、動線計画）の方針は、以下のとおりです。

(1) 造成計画

- 1) 可能な限り、当該地の植生を残すことに留意します。
- 2) 周辺に崖地等が存在する場合は、法面造成や法面保護、擁壁構造による対策を実施します。
- 3) 利用しにくい形状部分（三角形等）が発生しないように留意します。

(2) 施設配置計画

- 1) 各設備間の作業連動等を考慮し、機能的かつ効率的な配置とします。
- 2) 搬入車両の円滑な通行、維持管理の容易性、大規模改修時の対応性等を考慮します。

(3) 建築計画

- 1) 臭気、騒音及び振動の防止に配慮した構造とします。

- 2) 周辺環境と調和したファサードデザインの採用や色彩にアースカラーを採用するなど景観及び構造に配慮し、立面計画は可能な限り低層に抑えたものとします。
- 3) 耐震構造について、国土交通省が定めている「官庁施設の総合耐震計画基準」を参考に検討します。（詳細は第8章 災害計画参照）

(4) 動線計画

- 1) 作業動線と見学動線を可能な限り分離するように考慮します。
- 2) 収集車両、一般持込車両及び来客車両等の動線は、可能な限り分離するように考慮します。
- 3) 既存施設が存在する場合は、既存施設の稼働に配慮した動線計画とします。
- 4) 収集車両による騒音・振動について、周辺環境に配慮した搬入・搬出経路を計画します。

3 立地条件

候補地の選定についての詳細な検討は、「鎌倉市ごみ焼却施設用地検討部会における検討結果報告書」及び「本章第2章」で行っていますので、ここでは、4 候補地の主な立地条件を下表 6.3.1 に整理します。

表 6.3.1 4 候補地の立地条件

項目	候補地			
	野村総合研究所跡地	深沢地域総合整備事業区域内市有地	山崎下水道終末処理場未利用地	深沢クリーンセンター用地
地番（住所）	梶原四丁目 683-1	梶原字宮里 658 番 9 他 25 筆	山崎 354-2	笛田 3 丁目 24 番 1 号
敷地面積（平地面積）	約 1.6ha	約 8.1ha の一部	約 0.8ha	約 1.1ha
表層地質	上総層群	沖積層	沖積層	上総層群
接道	有	有	有	有
電気	有	有	有	有
給水	有	有	有	有
排水	下水との接続が可能	下水との接続が可能	下水との接続が可能	下水との接続が可能
法律の制約条件	・市街化調整区域 ・埋蔵文化財包蔵地	・工業地域 ・埋蔵文化財包蔵地	・工業地域 ・都市計画決定（下水道終末処理場）	・第一種中高層住居専用地 ・高度地区
現在の状況	・敷地は一般開放されています。 ・土地及び建物は、寄贈された当時のまま残されています。 ・既存施設が敷地内に占める割合は約 35%です。	・スポーツセンター、テニスコート及び多目的広場等として暫定的に利用されています。	・下水道終末処理場として稼働しています。 ・武道館が隣接しています。	・し尿や浄化槽汚泥の下水道への放流施設として稼働しています。

4 各候補地の留意事項

4 候補地に対する土木建築工事における留意事項は下表 6. 4. 1、各候補地における施設の配置案は次頁以降の図 6. 4. 1～図 6. 4. 6 のとおりです。また、配置案における留意事項を表 6. 4. 2 に示します。

なお、最終的な配置案は、近隣住民と協議を行なったうえで、今後に実施していく施設整備計画及び施設基本設計時に反映し、検討することとします。

表 6. 4. 1 4 候補地の土木建築工事における前提条件及び留意事項

項目	候補地			
	野村総合研究所跡地	深沢地域総合整備事業区域内市有地	山崎下水道終末処理場未利用地	深沢クリーンセンター用地
施設配置計画	・ 視界が開けている南側（鎌倉市街地）方面からの景観に配慮する必要があるため、可能な限り建物高さを低くする（地下階数を多くする等）必要があり、敷地の高低差を利用して、プラットホームをグランドラインと同じレベルとしました。 ・ 埋蔵文化財包蔵地に該当しているため、試掘調査の結果によっては、発掘調査が必要となります。 ・ 建設面積の確保のために、既存建屋の解体や崖面付近まで敷地を利用するための大規模な擁壁が必要となります。 ・ 土地利用想定区域に一部土砂災害警戒区域が存在しているため、対策工事等の検討が必要です。	・ スロープによる 2F プラットホームへの搬入としました。 ・ 埋蔵文化財包蔵地に該当しているため、試掘調査の結果によっては、発掘調査が必要となります。 ・ 深沢地域総合整備事業については、土地利用計画（案）や事業計画に、ごみ焼却施設の建設が想定されていないため、現時点では、土地利用想定区域の詳細な位置や確保できる面積が不明となっています。そのため市有地の A・B・C 用地での想定配置案としています。 ・ 敷地内には、一部洪水ハザードマップ指定区域が存在しているため、対策工事等の検討が必要です。	・ 限られた敷地を可能な限り有効に使える配置としました。 ・ スロープによる 2F プラットホームへの搬入としました。 ・ 下水の高度処理施設、還元施設の配置は、配置案の北西部分を想定していますが調整が必要です。 ・ 下水道終末処理場内に位置しているため、山崎下水道終末処理場の動線に配慮した配置とする必要があります。 ・ 敷地内には、一部洪水ハザードマップ指定区域が存在しているため、対策工事等の検討が必要です。	・ 限られた敷地を可能な限り有効に使える配置としました。 ・ 敷地の高低差を利用し、プラットホームの位置を低く設定しました。 ・ 建設面積の確保のために、既存建屋の解体が必要となります。 ・ 土地利用想定区域に一部土砂災害警戒区域が存在しているため、対策工事等の検討が必要です
建築計画	・ 周囲に古都保存法の規制区域があるため、建築物及び煙突は、可能な限り高さを抑える等の景観への配慮が必要です。	・ 深沢地域総合整備事業や広域的まちづくり等の各構想との調整次第では、施設整備に制限が生じる可能性があります。	・ 山崎下水道終末処理場の機能に配慮する必要があります。	・ 住宅地内に位置し、高度地区の指定があるため、建築物の高さ制限を考慮し、15m 以下とする必要があります。（地下階部分を多く活用する必要あり）。 ・ 崖に囲まれた狭隘な敷地であり、崖上に民家や付近に鉄塔や高圧線が存在するため、施設整備及び工事に制限が生じる可能性があります。
造成計画	・ 土地利用想定区域に高低差があるため、部分的に地盤の平準化が必要です。 ・ 岩掘削の費用が追加となる可能性があります。ただし、平坦地に比べて掘削土量は少なくなります。 ・ 基礎地盤には、岩盤の存在が期待できるため、杭基礎が不要又は最低限で済むと考えられます。	・ 土地利用想定区域は平坦地となっているため、地盤の平準化は不要です。ただし、掘削土量は多くなります。 ・ 基礎地盤支持層が深いため、杭基礎工事費がやや高くなります。	・ 土地利用想定区域は平坦地となっているため、地盤の平準化は不要です。ただし、掘削土量は多くなります。 ・ 基礎地盤支持層が深いため、杭基礎工事費がやや高くなります。	・ 建設面積の確保のために、岩掘削の費用が追加となる可能性があります。ただし、平坦地に比べて掘削土量は少なくなります。 ・ 基礎地盤支持層が浅いため、杭基礎が少なくて済みます。
動線計画	・ プラットホームをグランドレベルと同じ高さに設定することが可能であるため、搬入及び退出口にスロープを設けない設計が可能です。	・ プラットホームが 2 階になると想定されるため、搬入及び退出口にスロープを必要とします。	・ 山崎下水道終末処理場の動線に配慮した配置とする必要があります。 ・ プラットホームが 2 階になると想定されるため、搬入及び退出口にスロープを必要とします。	・ プラットホームが 2 階になると想定されるため、搬入及び退出口にスロープを必要とします。 ・ 搬入路が狭いため、拡幅工事が必要となります。
その他	・ 敷地内に架かる橋については、劣化が進んでいるため、修繕等適切な対応が必要です。	・ 土地利用想定区域の詳細な位置や確保できる面積が現時点では不明です。	・ 下水道の高度処理施設の用地を考慮した配置を検討する必要があります。	—

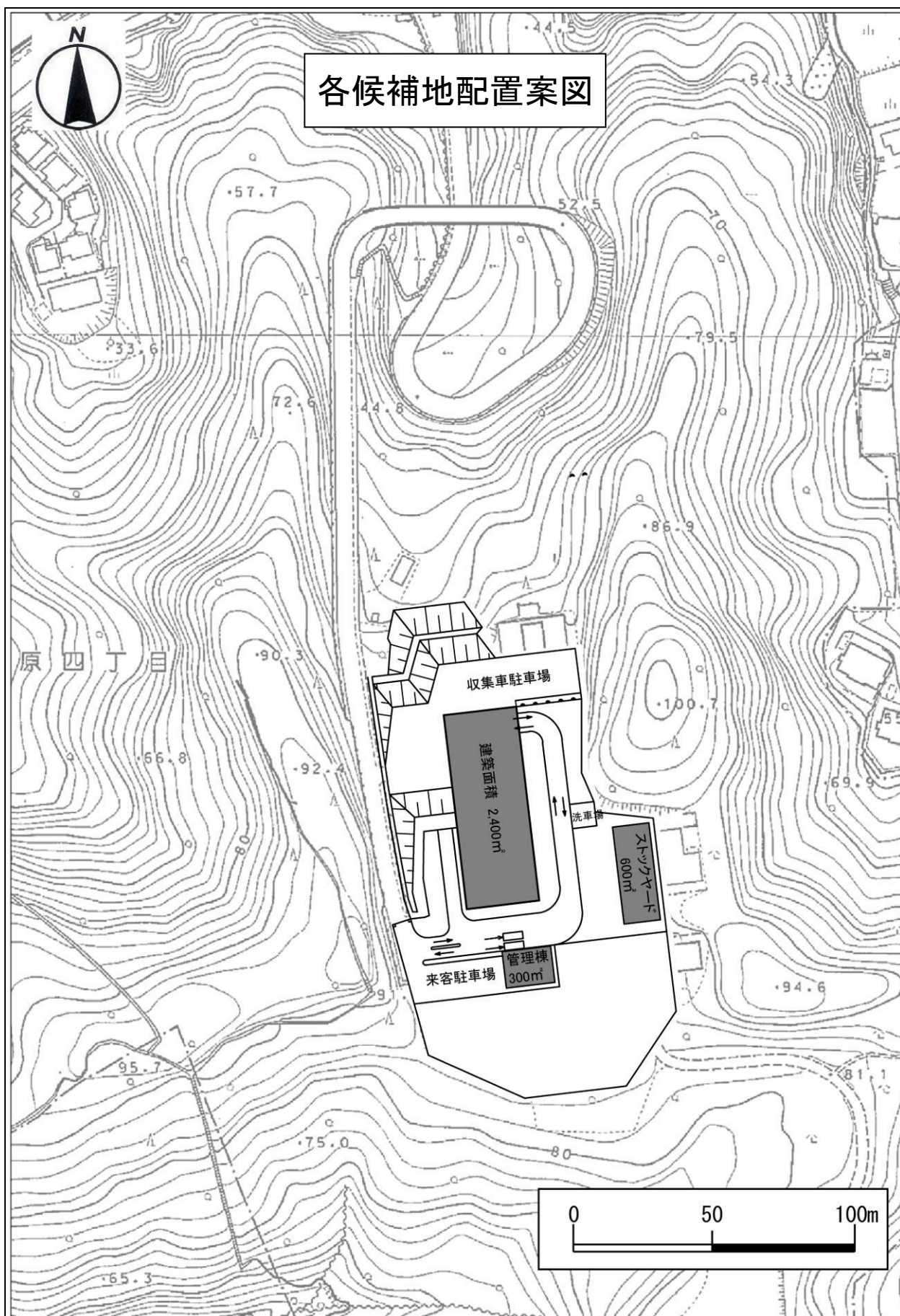


図 6.4.1 配置案（野村総合研究所跡地）

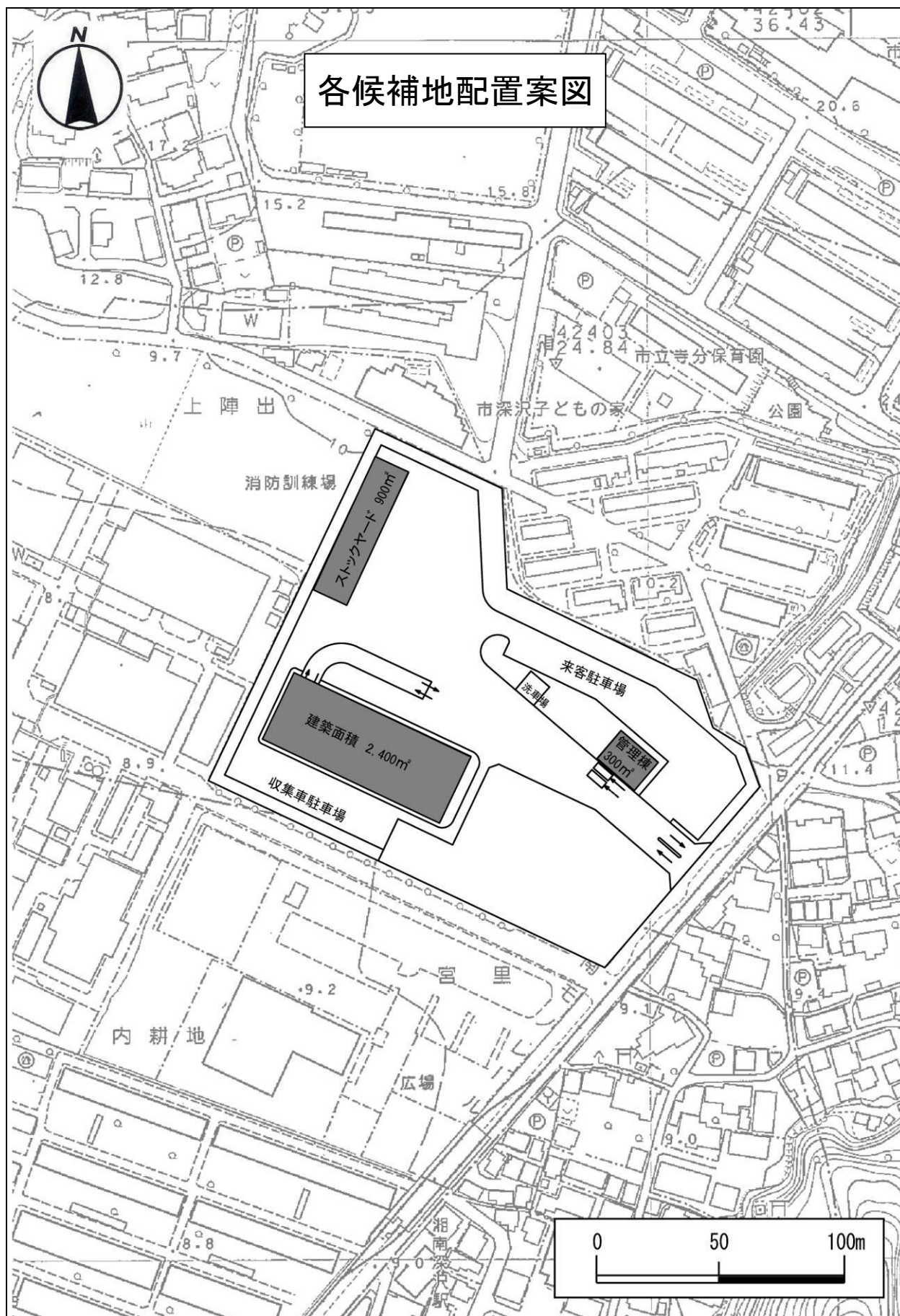


図 6.4.2 配置案（深沢地域総合整備事業区域内市有地 A用地）

※土地利用の位置・面積の想定ができないため、市有地（A・B・C）用地での想定配置案です。



図 6.4.3 配置案（深沢地域総合整備事業区域内市有地 B用地）

※土地利用の位置・面積の想定ができないため、市有地（A・B・C）用地での想定配置案です。

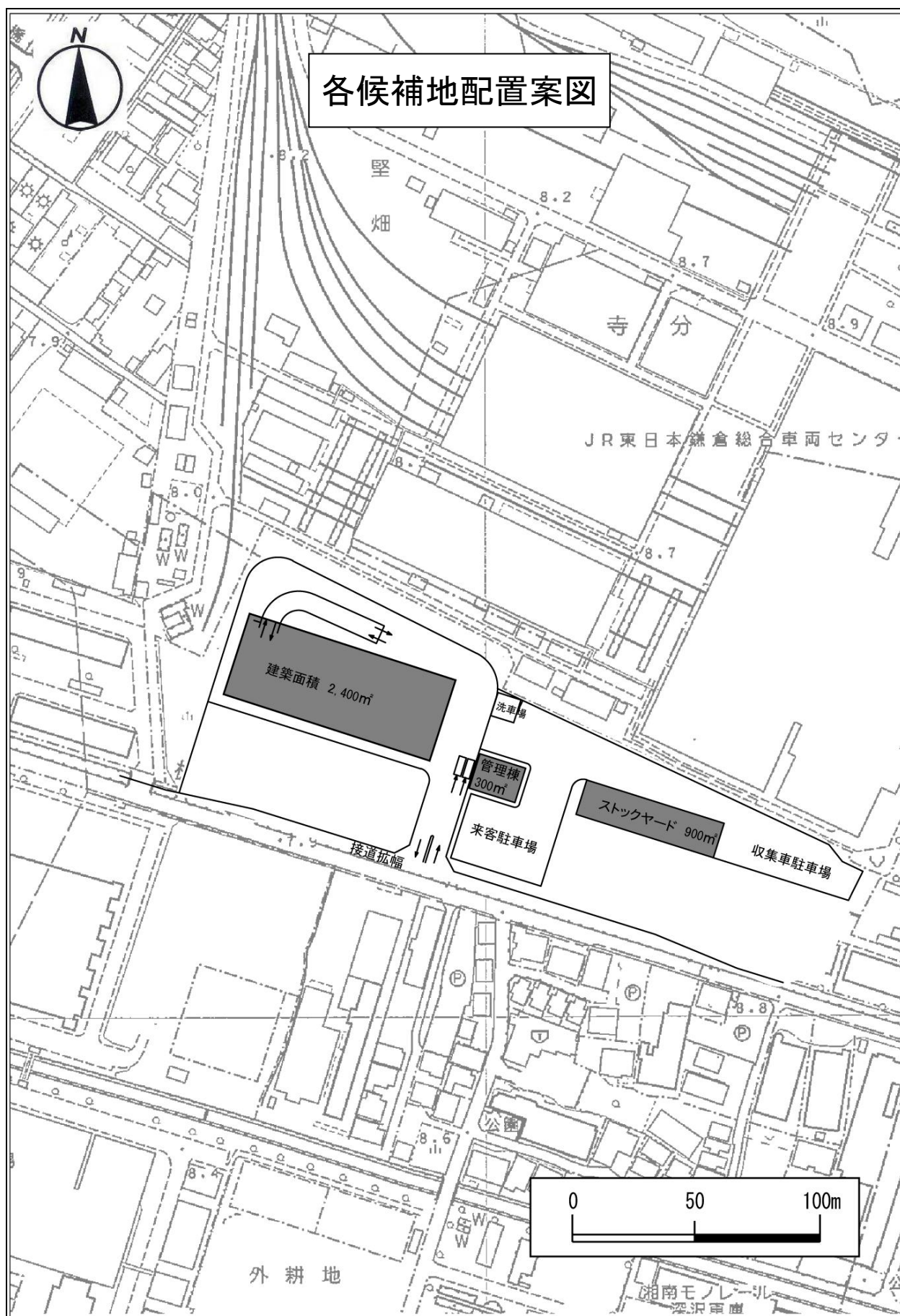


図 6.4.4 配置案（深沢地域総合整備事業区域内市有地 C用地）

※土地利用の位置・面積の想定ができないため、市有地（A・B・C）用地での想定配置案です。

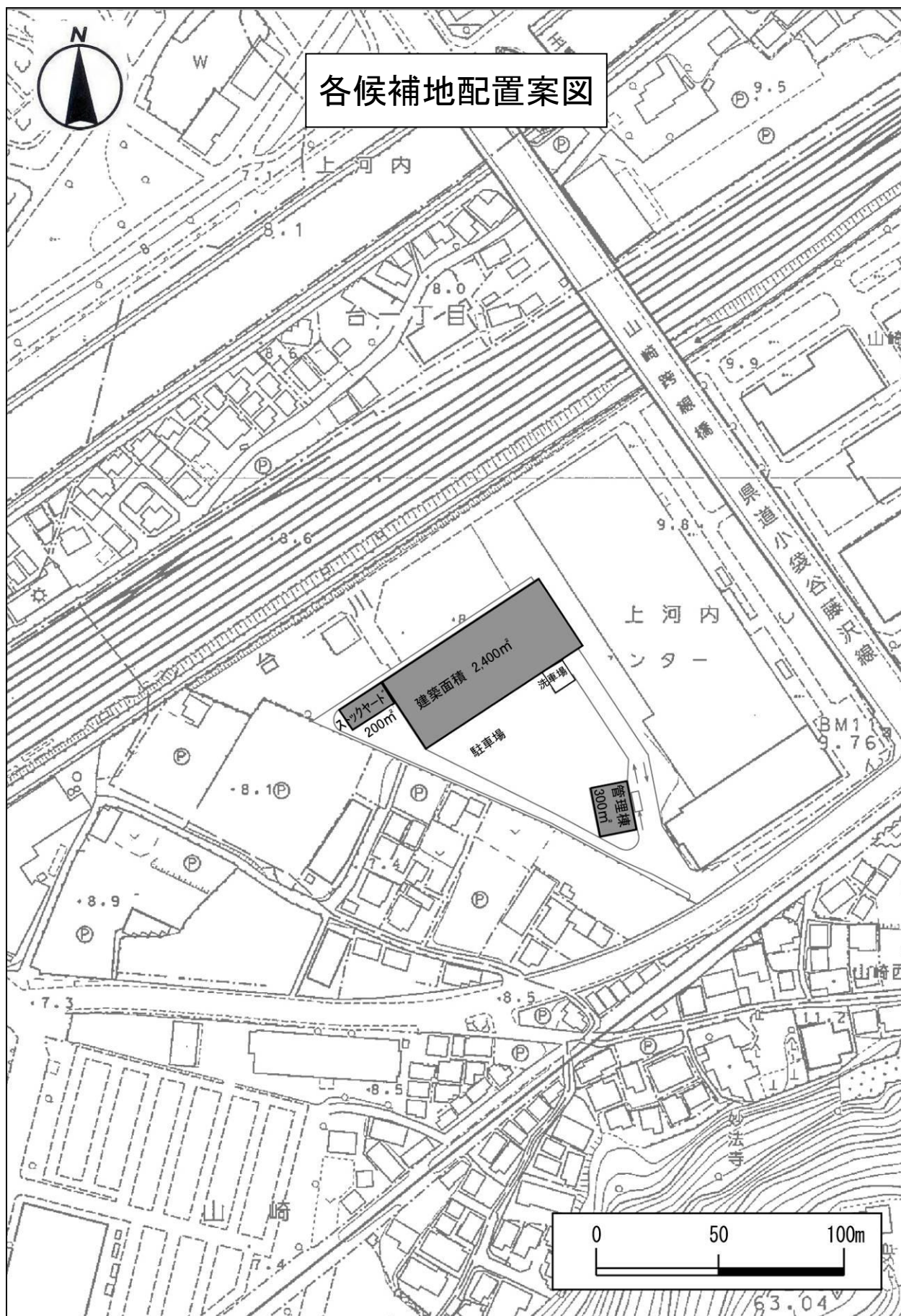


図 6.4.5 配置案（山崎下水道終末処理場未利用地）

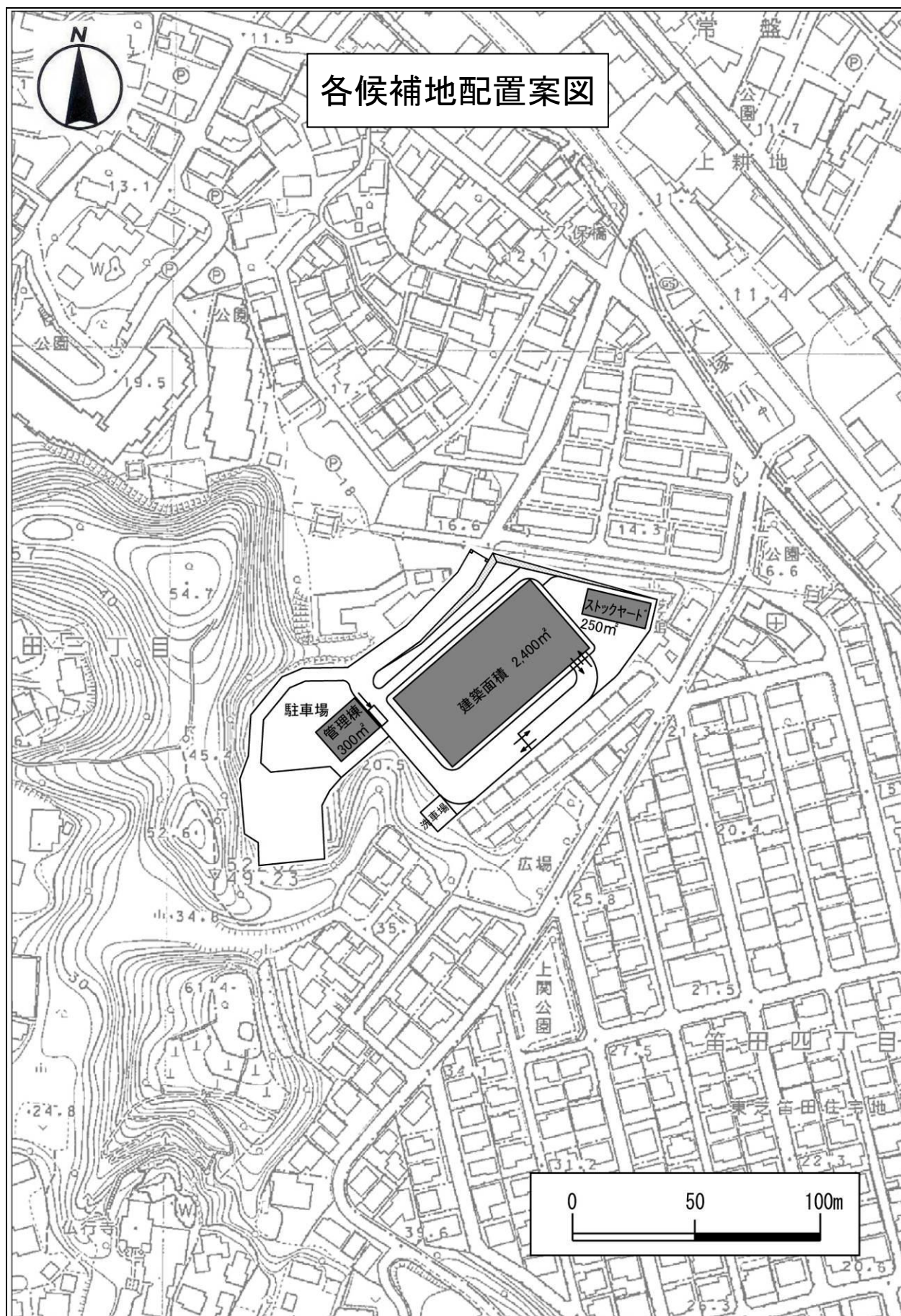


図 6. 4. 6 配置案（深沢クリーンセンター用地）